



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成30年10月19日金曜日 第302号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....（人事課）..... 1

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例.....（市町振興課）..... 1

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）..... 4

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....（税務課）..... 5

愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例.....（ " ）..... 6

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）..... 6

愛媛県核燃料税条例.....（ " ）..... 8

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....（長寿介護課）.....11

愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例.....（経営支援課）.....11

愛媛県建築基準法施行条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....（建築住宅課）.....12

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例.....（高校教育課）.....18

愛媛県議会基本条例の一部を改正する条例.....（財政課）.....18

条 例

○愛媛県条例第42号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（通勤手当） 第10条 省略 2～4 省略 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として <u>1年</u> を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。 6 省略	（通勤手当） 第10条 省略 2～4 省略 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として <u>6箇月</u> を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。 6 省略

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。

○愛媛県条例第43号

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

（愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(個人番号の利用範囲)

(個人番号の利用範囲)

第2条 省略

第2条 省略

2 私立の中学校等(中学校及び中等教育学校の前期課程をいう。以下同じ。)の設置者は、知事による別表第1の3の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。

2 高等学校等(県立及び私立のものを除く。)の設置者は、教育委員会による別表第1の8の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。

3 高等学校等(県立及び私立のものを除く。)の設置者は、教育委員会による別表第1の9の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。

別表第1(第1条、第2条関係)

別表第1(第1条、第2条関係)

執行機関	事 務
1・2 省略	
3 知事	中学校等の生徒の保護者等に対する教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
4 知事	外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収(以下「外国人生活保護の実施」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
5 省略	
6 省略	
7 省略	
8 省略	
9 省略	
10 省略	
11 省略	
12 省略	

執行機関	事 務
1・2 省略	
3 知事	外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金_____の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収(以下「外国人生活保護の実施」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
4 省略	
5 省略	
6 省略	
7 省略	
8 省略	
9 省略	
10 省略	
11 省略	

別表第2(第1条関係)

別表第2(第1条関係)

執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報
1 省略		
2 知事	外国人生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費若しくは障害児入所給付費の支給若しくは療育の給付、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け若し

執行機関	事 務	特 定 個 人 情 報
1 省略		
2 知事	外国人生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費若しくは障害児入所給付費の支給若しくは療育の給付、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金_____の支給、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け若し

		<p>くは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>			<p>くは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、<u>雇用対策法</u></p> <p>_____（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
3	省略		3	省略	
4	<p>法別表第2の第2欄に掲げる事務（法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金<u>若しくは進学準備給付金</u>の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	4	<p>法別表第2の第2欄に掲げる事務（法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金_____</p> <p>_____の支給に関する情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金_____の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
5・6	省略		5・6	省略	

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第2条 住民基本台帳法施行条例（平成14年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ピラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ピラの作成に係る公費の支払)

第8条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるピラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ピラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ピラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ピラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ピラの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) 省略

に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ピラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ピラの作成に係る公費の支払)

第8条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるピラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ピラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ピラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ピラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ピラの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) 省略

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
2 改正後の愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第6条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される愛媛県議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された愛媛県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第45号

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和62年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain the text of Article 2 regarding land acquisition tax exemptions, with the amendment changing the date from '平成31年3月31日' to '平成30年3月31日'.

(愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例(平成14年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain the text of Article 2 regarding land acquisition tax exemptions.

<p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から平成31年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>	<p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例附則第2項の規定及び第2条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例附則第2項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

○愛媛県条例第46号

愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例

愛媛県核燃料税条例（平成25年愛媛県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(出力割の納税義務者等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定による認可を受けた日（以下「認可日」という。）（第2項各号の期間の末日を除く。）の属する一の課税期間及び当該課税期間の翌課税期間は、第2項の規定にかかわらず、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>5 原子炉等規制法第43条の3の34第3項において準用する原子炉等規制法第12条の6第8項の規定による確認を受けた日（以下「確認日」という。）（第2項各号の期間の末日を除く。）の属する一の課税期間は、第2項の規定にかかわらず、当該確認日の属する同項各号の期間の初日から当該確認日までとする。</p>	<p>(出力割の納税義務者等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 原子炉等規制法第43条の3の33第2項の規定による認可を受けた日（以下「認可日」という。）（第2項各号の期間の末日を除く。）の属する一の課税期間及び当該課税期間の翌課税期間は、第2項の規定にかかわらず、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>5 原子炉等規制法第43条の3の33第3項において準用する原子炉等規制法第12条の6第8項の規定による確認を受けた日（以下「確認日」という。）（第2項各号の期間の末日を除く。）の属する一の課税期間は、第2項の規定にかかわらず、当該確認日の属する同項各号の期間の初日から当該確認日までとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第47号

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成28年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。） 第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域（以下「地方活</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。） 第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活</p>

力向上地域」という。)における県税の特別措置については、この条例の定めるところによる。

(事業税の不均一課税)

第2条 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)

_____であって、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間(以下「指定期間」という。)に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。)に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)~(3) 省略

2・3 省略

(不動産取得税の課税免除及び不均一課税)

第3条 公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。)に従って新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下同じ。)をしたものに対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

2 _____ 公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。)に従って特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する不動産取得税で、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得 _____

_____に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の

力向上地域」という。)における県税の特別措置については、この条例の定めるところによる。

(事業税の不均一課税)

第2条 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間(以下「指定期間」という。)に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画

_____に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)~(3) 省略

2・3 省略

(不動産取得税の不均一課税)

第3条 公示日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画

_____に従って特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する不動産取得税で、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の

2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

附 則

(不動産取得税の不均一課税の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間に第3条第2項に規定する土地の取得が行われた場合における同項の規定の適用については、同項中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

附 則

(不動産取得税の不均一課税の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間に第3条____に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

- 2 この条例(附則第2項の改正規定(「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める部分に限る。))に限る。)による改正後の愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規定は、平成30年6月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 4 新条例第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第48号

愛媛県核燃料税条例を次のように公布する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県核燃料税条例

(課税の根拠)

- 第1条** 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

- 第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質(以下「核燃料物質」という。)で発電用原子炉に燃料として使用することができる形状又は組成のものをいう。
- (3) 発電用原子炉施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。
- (4) 使用済燃料 発電用原子炉に燃料として使用した核燃料物質でその取得価額を電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)第24条の核燃料勘定から除去したものをいう。
- (5) 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額によって課する核燃料税をいう。
- (6) 出力割 発電用原子炉の熱出力によって課する核燃料税をいう。
- (7) 核燃料物質重量割 発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済燃料の重量によって課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

- 第3条** 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるものを除くほか、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。)の定めるところによる。

(価額割の納税義務者等)

- 第4条** 価額割は、核燃料の発電用原子炉への挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

- 2 前項の核燃料の発電用原子炉への挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第43条の3の11第2項に規定する使用前事業者検査について同条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日又は電気事業法(昭和39年法律第170号)第49条第1項の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣が行う使用前検査に合格した日のいずれか遅い日(以下「使用前事業者検査確認日等」という。)
- (2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の16第2項に規定する定期事業者検査の期間内に核燃料の当該発電用原子炉への装荷が行われた場合 当該定期事業者検査が終了した日
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、核燃料の発電用原子炉への装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(出力割の納税義務者等)

第5条 出力割は、発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 出力割の課税標準の算定の基礎となる期間(以下「課税期間」という。)は、次に掲げる期間とする。

- (1) 4月1日から6月30日まで
- (2) 7月1日から9月30日まで
- (3) 10月1日から12月31日まで
- (4) 1月1日から3月31日まで

3 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合における使用前事業者検査確認日等(前項各号の期間の初日を除く。)の属する一の課税期間は、同項の規定にかかわらず、当該使用前事業者検査確認日等から当該使用前事業者検査確認日等の属する同項各号の期間の末日までとする。

4 原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定による認可を受けた日(以下「認可日」という。)(第2項各号の期間の末日を除く。)の属する一の課税期間及び当該課税期間の翌課税期間は、第2項の規定にかかわらず、次に掲げる期間とする。

- (1) 当該認可日の属する第2項各号の期間の初日から当該認可日の属する月の末日まで
- (2) 当該認可日の属する月の翌月の初日から同日の属する第2項各号の期間の末日まで

5 原子炉等規制法第43条の3の34第3項において準用する原子炉等規制法第12条の6第8項の規定により廃止措置の結果が基準に適合していることについて確認を受けた日(以下「廃止措置確認日」という。)(第2項各号の期間の末日を除く。)の属する一の課税期間は、第2項の規定にかかわらず、当該廃止措置確認日の属する同項各号の期間の初日から当該廃止措置確認日までとする。

(核燃料物質重量割の納税義務者等)

第6条 核燃料物質重量割は、発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵に対し、当該発電用原子炉施設の設置者に課する。

2 核燃料物質重量割の賦課期日は、4月1日とする。

(課税標準)

第7条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料(当該核燃料の発電用原子炉への挿入に対して既に価額割が課され、又は課されるべきであつたものを除く。第10条第1項において同じ。)の価額とし、出力割にあつては課税期間の末日(廃止措置確認日の属する課税期間にあつては、当該廃止措置確認日の前日)現在における発電用原子炉の熱出力とし、核燃料物質重量割にあつては発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済燃料の重量とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

3 第1項の熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の許可(原子炉等規制法第43条の3の8第1項本文の許可を受けた場合は、当該許可)に係る発電用原子炉の原子炉等規制法第43条の3の5第2項第3号の熱出力とする。

4 課税期間が3月に満たない場合における第1項の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

5 第1項の重量は、原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量とする。

(税率)

第8条 価額割の税率は、100分の8.5とする。

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに、1,000キロワットにつき44,000円(認可日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間にあつては、22,000円)とする。

3 核燃料物質重量割の税率は、1キログラムにつき500円とする。

(徴収の方法)

第9条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

第10条 価額割の納税義務者は、核燃料を発電用原子炉に挿入した日から起算して2月(第4条第2項第1号に掲げる場合にあつては、3月)を経過する日の属する月の末日(第7条第2項の取得原価が確定しないことその他やむを得ない理由により同日までに申告納付することができないと認められるときは、知事が指定した日)までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する価額割の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 出力割の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して2月を経過する日までに、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準たる熱出力及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

3 核燃料物質重量割の納税義務者は、毎年5月31日までに、規則で定めるところにより、賦課期日における核燃料物質重量割の課税標準たる重量及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第11条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第4項の規定による核燃料税の決定の通知があるまでは、前条の規定により申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準たる熱出力若しくは重量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出する

とともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正及び決定に関する通知)

第12条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第6項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第5項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(不足税額等の納付手続)

第13条 核燃料税の納税義務者は、前条の通知書により通知を受けた場合には、当該通知書に係る不足税額(更正により増加した税額又は決定による税額をいう。)及び過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。

(納税地等)

第14条 核燃料税の賦課徴収に関する県税条例の適用については、県税条例第3条第1号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税」と、「核燃料税」と、

「(11) 固定資産税 償却資産の所在地

県税条例第4条第1項中「(11) 固定資産税 償却資産の所在地」とあるのは (11)の2 核燃料税 価額割及び出力割にあつては、発電用核燃料物質重量割にあつては、発電用

原子炉の所在地 と、県税条例第8条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは愛媛県核燃料税条例(平成30年愛媛県条例第48号)」とする。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- この条例の規定中価額割に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。
- この条例の施行の際現に発電用原子炉を設置して運転及び廃止に係る事業を行っている場合における施行日(第5条第2項各号、第4項各号及び第5項の期間の初日を除く。)の属する一の課税期間は、同条第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該施行日から当該施行日の属する同条第2項各号、第4項各号又は第5項の期間の末日までとする。
- 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)の施行の日の前日までの間における次の表の左欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項 第1号	第43条の3の11第2項に規定する使用前事業者検査について同条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日	第43条の3の11第1項の規定により原子力規制委員会が行う使用前検査に合格した日
	使用前事業者検査確認日等	使用前検査合格日
第4条第2項 第2号	第43条の3の16第2項に規定する定期事業者検査	第43条の3の15の規定により原子力規制委員会が行う施設定期検査
	当該定期事業者検査	当該施設定期検査
第5条第3項	使用前事業者検査確認日等	使用前検査合格日

- 改正法の施行の際現に工事に着手されている発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合における次の表の左欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項 第1号	原子炉等規制法第43条の3の11第2項に規定する使用前事業者検査について同条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第3条の規定による改正前の原子炉等規制法第43条の3の11第1項の規定により原子力規制委員会が行う使用前検査に合格した日
---------------	-----------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	使用前事業者検査確認日等	使用前検査合格日
第5条第3項	使用前事業者検査確認日等	使用前検査合格日

(有効期間等)

- 6 この条例は、施行日から起算して5年間(以下「有効期間」という。)その効力を有する。
- 7 この条例は、有効期間中における核燃料の発電用原子炉への挿入、発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業並びに発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、有効期間経過後においても、なおその効力を有する。
- 8 第5条第2項各号、第3項、第4項各号又は第5項の期間の途中において有効期間が満了する場合は、同条第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの期間の初日から当該有効期間の満了の日までを一の課税期間とする。
- 9 有効期間の満了の日(月の末日を除く。以下「満了日」という。)と廃止措置確認日とが同じ月に属する場合で廃止措置確認日が満了日までに到来するとき及び前項の場合における第7条第4項後段の規定の適用については、同項後段中「1月とする」とあるのは、「切り捨てる」とする。

○愛媛県条例第49号

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第60号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって、当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下同じ。)には、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、同号の医師を置かないことができる。</p> <p>5 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する同項第3号、第6号又は第7号の職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(1)の2 省略</p> <p>(1)の3 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>6 省略</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の _____ 介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって、当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下同じ。)には、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、同号の医師を置かないことができる。</p> <p>5 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する同項第3号、第6号又は第7号の職員を置かないことができる。</p> <p>(1) _____ 省略</p> <p>(1)の2 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>6 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第50号

愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を次のように

公布する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成30年愛媛県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（回収納付金を受け取る権利の放棄）</p> <p>第3条 知事は、保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとする旨の申出を受けた場合において、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等が中小企業の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 産業競争力強化法第135条第1項の中小企業再生支援協議会の同条第5項の規定による決定又は助言に従い同法第134条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条第1号の出資を行った投資事業有限責任組合の支援又は同条第2号の規定により同機構が行う同法第134条第2項第1号の指導若しくは助言に基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(7) 省略</p>	<p>（回収納付金を受け取る権利の放棄）</p> <p>第3条 知事は、保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとする旨の申出を受けた場合において、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等が中小企業の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 産業競争力強化法第128条第1項の中小企業再生支援協議会の同条第5項の規定による決定又は助言に従い同法第127条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条第1号の出資を行った投資事業有限責任組合の支援又は同条第2号の規定により同機構が行う同法第127条第2項第1号の指導若しくは助言に基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(7) 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日又は産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）附則第1条第2号の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

○愛媛県条例第51号

愛媛県建築基準法施行条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県建築基準法施行条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

（愛媛県建築基準法施行条例の一部改正）

第1条 愛媛県建築基準法施行条例（昭和35年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、法第40条（法第88条第1項 _____ において準用する場合を含む。）及び第43条第3項の規定による建築物又は工作物の敷地、構造及び建築設備に関する制限並びに建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、法第40条（法第88条第1項の規定において準用する場合を含む。）及び第43条第2項の規定による建築物又は工作物の敷地、構造及び建築設備に関する制限並びに建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第2条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条-第4条、第7条関係)			別表(第2条-第4条、第7条関係)		
1~4 省略			1~4 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1~8の2 省略			1~8の2 省略		
9 建築基準法第6条第1項の規定による建築物の建築等の確認の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同項 ____の規定に基づく確認の申請の当該部分に対する審査、同条____において準用する同項____の規定に基づく建築設備の確認の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請に対する審査	省略		9 建築基準法第6条第1項の規定による建築物の建築等の確認の申請に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請の当該部分に対する審査、同法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請に対する審査	省略	
10 省略			10 省略		
11 建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了の検査の申請に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同項____の規定に基づく完了の検査の申請の当該部分に対する審査、同条____において準用する同項____の規定に基づく建築設備の完了の検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了の検査の申請に対する審査			11 建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了の検査の申請に係る建築物に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了の検査の申請の当該部分に対する審査、同法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了の検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了の検査の申請に対する審査		

12 省略			12 省略		
13 建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了の検査の当該申請に係る建築物（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了の検査の申請の当該部分に対する審査	省略		13 建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了の検査の当該申請に係る建築物（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了の検査の申請の当該部分に対する審査	省略	
14 省略			14 省略		
15 建築基準法第7条の3第1項の規定による建築物の中間の検査の申請に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同項_____の規定に基づく中間の検査の申請の当該部分に対する審査、同条_____において準用する同項_____の規定に基づく建築設備の中間の検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物の中間の検査の申請に対する審査	省略		15 建築基準法第7条の3第1項の規定による建築物の中間の検査の申請に係る建築物に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条の3第1項の規定に基づく中間の検査の申請の当該部分に対する審査、同法第87条の2_____において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の中間の検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物の中間の検査の申請に対する審査	省略	
16 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	省略		16 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	省略	
16の2 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	31,000円			

17 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	省略		17 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	省略	
18～24の2 省略			18～24の2 省略		
25 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	省略		25 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	省略	
26～33の2 省略			26～33の2 省略		
33の3 建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	省略		33の3 建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	省略	
33の4 建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	省略		33の4 建築基準法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	省略	
33の5～40 省略			33の5～40 省略		
41 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	省略	41 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	省略
41の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	特別仮設興行場等建築許可申請手数料	181,000円			
42～101の4 省略			42～101の4 省略		
101の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） (1)・(2) 省略 (3) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかど	101の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） (1)・(2) 省略 (3) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかど

		<p>うかの審査を申し出る者に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額</p> <p>ア～ウ 省略</p>			<p>うかの審査を申し出る者に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額</p> <p>ア～ウ 省略</p>
<p>101の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合に係るものを除く。）に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額</p> <p>ア～ウ 省略</p>	<p>101の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合に係るものを除く。）に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額</p> <p>ア～ウ 省略</p>
<p>101の7 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額</p> <p>ア～ウ 省略</p>	<p>101の7 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額</p> <p>ア～ウ 省略</p>
<p>101の8 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準</p>	<p>101の8 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準</p>

		<p>法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額 ア～ウ 省略</p>			<p>法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額 ア～ウ 省略</p>
101の9～101の11 省略			101の9～101の11 省略		
101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額 ア～ウ 省略</p>	101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額 ア～ウ 省略</p>
101の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） (1) 省略 (2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額 ア～ウ 省略</p>	101の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） (1) 省略 (2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額 ア～ウ 省略</p>
101の14・102 省略			101の14・102 省略		
備考 省略			備考 省略		
6 省略			6 省略		

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第1条の規定並びに第2条中愛媛県手数料条例別表5の表16の項の次に次のように加える改正規定、同表17の項及び41の項の改正規定並びに同項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第52号

愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例

愛媛県立学校設置条例（昭和39年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表1（第2条、附則第2項関係）		別表1（第2条、附則第2項関係）	
学 校 名	位 置	学 校 名	位 置
省略		省略	
省略		伯方高等学校	今治市
省略		省略	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第53号

愛媛県議会基本条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会基本条例の一部を改正する条例

愛媛県議会基本条例（平成23年愛媛県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
前文	前文
第1章・第2章 省略	第1章・第2章 省略
第3章 議会運営（第7条 - <u>第10条</u> ）	第3章 議会運営（第7条 - <u>第9条</u> ）
第4章 県民との関係（第11条 - <u>第15条</u> ）	第4章 県民との関係（第10条 - <u>第14条</u> ）
第5章 知事等との関係（ <u>第16条</u> - <u>第21条</u> ）	第5章 知事等との関係（ <u>第15条</u> - <u>第19条</u> ）
第6章 議会改革（ <u>第22条</u> ・ <u>第23条</u> ）	第6章 議会改革（ <u>第20条</u> ・ <u>第21条</u> ）
第7章 議員の政治倫理（ <u>第24条</u> ・ <u>第25条</u> ）	第7章 議員の政治倫理（ <u>第22条</u> ・ <u>第23条</u> ）
第8章 議会事務局等（ <u>第26条</u> ・ <u>第27条</u> ）	第8章 議会事務局等（ <u>第24条</u> ・ <u>第25条</u> ）
第9章 補則（ <u>第28条</u> ・ <u>第29条</u> ）	第9章 補則（ <u>第26条</u> ・ <u>第27条</u> ）
附則	附則
第9条 省略	第9条 省略
<u>（大規模災害その他の緊急事態への対応）</u>	
<u>第10条 議会は、大規模災害その他の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確に状況の把握その他の調査活動を行うとともに、議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。</u>	
<u>2 議会は、前項の対応を行うための体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	
第11条 省略	第10条 省略

第12条 省略
第13条 省略
第14条 省略
第15条 省略
第16条 省略
第17条 省略
第18条 省略
第19条 省略
第20条 省略

(大規模災害その他の緊急事態における情報提供等)

第21条 議会は、大規模災害その他の緊急事態の発生に際し、必要に
応じ、知事等に対する情報提供、提言等を行うものとする。

第22条 省略
第23条 省略
第24条 省略
第25条 省略
第26条 省略
第27条 省略
第28条 省略
第29条 省略

第11条 省略
第12条 省略
第13条 省略
第14条 省略
第15条 省略
第16条 省略
第17条 省略
第18条 省略
第19条 省略

第20条 省略
第21条 省略
第22条 省略
第23条 省略
第24条 省略
第25条 省略
第26条 省略
第27条 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。